

第 4 5 号議案

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 1 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行すること。